



長野県報

5月31日(水)
平成18年
(2006年)
号外

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	1
事務処理規則の一部を改正する規則（行政システム改革チーム）	1
危険動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則（食の安全・生活衛生チーム）	2
動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（食の安全・生活衛生チーム）	2
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年5月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第36号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第36の動物愛護センターの項中「**動物保護管理技師**」を
 「**動物コーディネーター**」に改め、同表の諏訪湖事務所の項中
 「**所長** **所務の掌理及び所属職員の指揮監督**」
 を
 「**所長** **所務の掌理及び所属職員の指揮監督**
次長 **所長の職務遂行の補佐及び所務の整理**」
 に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

行政システム改革チーム

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年5月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第37号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8の(1)のウを削り、同エ中「第27条第9項」を「第27条第7項」に改め、同エを同ウとし、同オからセまでを同エからスまでとし、同14の(14)のアの(7)中「第8条第1項」を「第10条第2項」に、「動物取扱業の届出の受理」を「申請書の受理（第13条第2項において準用する場合を含む。）」から（オまでにおいて同じ。）に改め、同(セ)中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同(セ)を同(シ)とし、同(ア)中「第19条第1項」を「第36条第1項」に改め、同(ア)を同(ア)とし、同(ア)中「第18条第3項」を「第35条第3項」に改め、同(ア)を同(ア)とし、同(ア)中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同(ア)を同(ア)とし、同(ア)の前に次の事項を加える。

- (イ) 第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可
- (ロ) 第26条第2項の規定による申請書の受理
- (ハ) 第27条第2項の規定による許可条件の設定（第28条第2項において準用する場合を含む。）
- (ヲ) 第28条第1項の規定による変更の許可
- (リ) 第28条第3項の規定による変更の届出の受理
- (ハ) 第29条の規定による許可の取消し
- (ヒ) 第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令等

(セ) 第33条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第2の14の(14)のアの(7)中「第15条第3項」を「第25条第3項」に改め、同(7)を同(ト)とし、同(ト)中「第15条第2項」を「第25条第2項」に改め、同(ト)を同(テ)とし、同(テ)中「第15条第1項」を「第25条第1項」に改め、同(テ)を同(ツ)とし、同(ツ)中「第13条第1項」を「第24条第1項」に改め、同(ツ)を同(フ)とし、同(フ)中「第12条第2項」を「第23条第3項」に、「改善」を「必要な措置」に改め、同(フ)を同(フ)とし、同(フ)の前に次の事項を加える。

(イ) 第23条第2項の規定による必要な措置の勧告

別表第2の14の(14)のアの(オ)中「第12条第1項」を「第23条第1項」に改め、同(オ)を同(セ)とし、同(セ)の前に次の事項を加える。

(カ) 第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧

(コ) 第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理

(シ) 第17条の規定による登録の抹消

(ソ) 第19条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止の命令

(タ) 第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催

別表第2の14の(14)のアの(イ)を削り、同(ウ)中「第9条第2項」を「第14条第2項」に改め、「又は廃止」を削り、同(カ)を同(ケ)とし、同(イ)中「第9条第1項」を「第14条第1項」に改め、同(イ)を同(キ)とし、同(セ)の後に次の事項を加える。

(イ) 第11条第1項の規定による動物取扱業の登録（第14条

第3項において準用する場合を含む。(ウ)から(オ)までにおいて同じ。)

(ウ) 第11条第2項の規定による登録の通知

(オ) 第12条第1項の規定による登録の拒否

(カ) 第12条第2項の規定による登録の拒否の通知

(キ) 第13条第1項の規定による登録の更新

別表第2の14の(14)のイ及びウを次のように改める。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の規定に基づく次の事項

(セ) 第2条第3項の規定による書類の提出の要求

(イ) 第2条第5項の規定による登録証の交付（第4条第4項において準用する場合を含む。(ウ)から(カ)までにおいて同じ。）

(ウ) 第2条第6項の規定による登録証の再交付

(オ) 第2条第7項の規定による申請書の受理

(カ) 第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出の受理

(キ) 第2条第9項の規定による登録証の返納の受理

(シ) 第5条第6項の規定による書類の提出の要求

(ソ) 第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催の通知

(タ) 第13条第10号の規定による通知の受理

(ツ) 第15条第3項の規定による書類の提出の要求

(シ) 第15条第5項の規定による許可証の交付（第18条第4項において準用する場合を含む。(シ)から(リ)までにおいて同じ。）

(ウ) 第15条第6項の規定による許可証の再交付

(オ) 第15条第7項の規定による申請書の受理

(セ) 第15条第8項の規定による許可証の亡失の届出の受理

(リ) 第15条第9項の規定による許可証の返納の受理

(タ) 第16条第1項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理

(ツ) 第18条第1項の規定による申請書の受理

(シ) 第18条第3項の規定による書類の提出の要求

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年長野県規則第39号）第2条第6項の規定による閲覧の停止又は禁止

別表第2の14の(15)のアの(ハ)を同(ヒ)とし、同(ヒ)から(リ)までを同(リ)から(ハ)までとし、同(カ)の後に次の事項を加える。

(カ) 第26条の3の規定による指定通院医療機関の管理者又

は保護観察所の長の通報の受理

別表第2の14の(21)のウを同エとし、同イの後に次の事項を加える。

ウ 第21条第1項の規定による申出の受理

別表第3の4中「同(14)のアの(オ)及びウの(コ)、同(15)のアの(ヒ)、(ス)、(リ)及び(ハ)」を「同(14)のアの(カ)、(セ)から(リ)まで、(ヒ)、(ス)及び(カ)、イの(カ)並びにウ、同(15)のアの(ス)、(カ)、(ハ)及び(ヒ)」に改める。

別表第9の1中「長野県計量検定所長」を「長野県諏訪湖事務所長、長野県計量検定所長」に改め、同11中「長野県諏訪湖事務所長、」を削る。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

行政システム改革チーム

危険動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

平成18年5月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第38号

危険動物の飼養及び保管に関する条例施行規則を廃止する規則

危険動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

食の安全・生活衛生チーム

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則をここに公布します。

平成18年5月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第39号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。第3条において「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録簿の閲覧)

第2条 法第15条の規定により登録簿を閲覧に供する場所は、長野県衛生部食の安全・生活衛生チーム及び当該登録簿に係る法第10条第1項の登録を受けた者の事業所の所在地を管轄する保健所とする。

2 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

3 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧場所に備える動物取扱業者登録簿閲覧簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。

5 登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

(許可の有効期間)

第3条 省令第14条の規定により知事が定める許可の有効期間は、特定動物の種類にかかわらず、5年とする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

食の安全・生活衛生チーム

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年5月31日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第17号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和34年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「介助技師」を「介助技師 動物コーディネーター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

人事委員会事務局